

あやべ市民バス運行業務委託に関する

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 0 月

綾部市市民環境部市民協働課

## 1. 趣旨・目的

この実施要領は、綾部市（以下「本市」という。）が実施する「あやべ市民バス運行業務委託」に係る運行事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。安全で安定した運行の継続、鉄道駅や公共機関へのアクセスなど、広く綾部市民の交通利便性の向上を図るものとするため、令和9年4月のダイヤ改正への確実な対応を重視し、企画力、専門性、実施体制及び経済性を総合的に評価する。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 あやべ市民バス運行業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙1「あやべ市民バス運行業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり
- (3) 基本協定期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日の3年間
- (4) 見積り上限額 632,000,000円／3年（税込み）以内

## 3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる資格要件を全て満たしていること。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合）の許可を受けている者であること。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業における路線定期運行について、一定の運行実績を有する者であること。
- (3) 本業務の運行開始日までに、当該路線の運行に必要となる道路運送法その他関係法令に基づく許可、認可、届出等を完了し、確実に運行を開始できること。
- (4) 本業務を安定的かつ継続的に遂行するために必要な第二種運転免許を有する運転者を確保するとともに、欠員等が生じた場合に対応できる代替要員を確保できること。
- (5) 関係法令に基づき、必要な運行管理者及び整備管理者を配置し、適切な運行管理及び車両管理を行うことができること。
- (6) 綾部市内に運行管理を行うための営業所その他の拠点を有し、又は運行開始日までにこれを確保し、事故、故障、災害その他緊急時に迅速な対応ができる体制を有すること。
- (7) 事故防止、安全運転教育、乗務員の健康管理、事故発生時の対応その他安全運行を確保するために必要な管理体制を有すること。
- (8) 道路運送法第40条に規定する事業用自動車の使用停止又は事業停止等、本業務の履行に支障を及ぼす行政処分を受けていないこと。
- (9) 本業務を円滑かつ継続的に遂行するために必要な組織、人員及び経営基盤を有すること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (12) 綾部市税・国税の滞納をしている者でないこと。
- (13) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、綾部市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (15) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4. 選定スケジュール（予定）

実施におけるスケジュールは下記のとおりとする。なお状況により変更する場合がある。

| 期 日           | 項目          | 備考                  |
|---------------|-------------|---------------------|
| 令和8年10月26日（月） | 募集開始        | ホームページ及び公告          |
| 令和8年10月29日（木） | 質問受付締切      | FAX 又は電子メール         |
| 令和8年11月4日（水）  | 質問回答        | FAX 又は電子メール及びホームページ |
| 令和8年11月13日（金） | 参加申請等書類提出締切 | 持参または郵送             |
| 令和8年11月18日（水） | プレゼンテーション   | 綾部市役所               |
| 令和8年11月24日（火） | 候補事業者選定結果通知 | ホームページ及び郵送          |

#### 5. 参加手続等

##### （1）募集要項の配布

ア 配布期間：令和8年10月26日～令和8年11月13日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

下記（3）の③の担当部署で配布するほか、綾部市ホームページからダウンロードできる。

## (2) 応募書類

### ①提出書類

別紙2「あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

### ②企画提案書の記載方法

企画提案仕様書のとおり真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

### ③提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書の開示請求があった場合は、綾部市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## (3) 提出方法等

①提出期限：令和8年11月13日（金）

②提出方法：本市の業務時間内に持参または書留郵便により郵送のこと。（提出期限必着）

③提出先：

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市市民環境部市民協働課

TEL：0773-42-4248

FAX：0773-42-4406

E-mail：siminkyodo@city.ayabe.lg.jp

## 6. 質問等の受付及び回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和8年10月29日（木）午後5時必着

(2) 質疑方法：FAX 又は電子メールにより、5.(3)の③に提出すること。なお、確認のため提出後に電話により連絡すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザル実施に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和8年11月4日（水）

(5) 回答方法：質問への回答は提出者へFAX 又は電子メールにより回答する。また同日に綾部市ホームページに掲載する。

## 7. 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書（見積書）について、プレゼンテーションを実施する。

日時：令和8年11月18日（水）

※会場、時間等の詳細は別途通知する。

### (3) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

### (4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8. 審査結果の通知と公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を文書で通知するとともに、運行候補者名等について綾部市ホームページに掲載する。

## 9. 協定の締結

本市が、運行候補者として選定した者と業務実施についての協議等を行い、協議が整った場合に協定を締結する。協議が整わない場合は、次点に選定された者と協議を行う。

### 1 1 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。